

国民健康保険からののお知らせ



国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)など、本人確認ができるものをお持ちください。

資格

次のいずれかに該当する方は、国民健康保険(国保)の加入または脱退手続きが必要です。

加入(資格取得)

国民健康保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方は、脱退および喪失の確認ができる書類(離職票、社会保険資格喪失証明書など)、年金手帳(60歳未満の方で、国民年金加入者を除く)

脱退(資格喪失)

国保に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合などの健康保険に加入した方

新しい保険証、国民健康保険証

給付

出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金(42万円)を支給します。出産育児一時金の支払方法は次のとおりです(出産の翌日から起算し、2年を経過すると支給不可)。

問 国保年金課 ☎214

① 直接支払制度

医療機関と被保険者が申請・受け取りの契約をすることにより、国保から医療機関へ出産育児一時金が直接支払われます。なお、国保年金課での手続きは不要です(制度が利用できる医療機関があります)。

② 受取代理制度

直接支払制度の取り扱いがなく、国へ受取代理制度取り扱いの届け出をした医療機関で出産するときに利用できます。

③ 国保年金課へ申請

①②の制度を利用しなかった場合は、国保年金課への申請により出産後に42万円を支給します。

医療費が高額になるとき

1カ月の世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた額は、「高額療養費」になります。

① 事前申請する場合

入院や高額な外来診療をするときは、事前に国保年金課で「限度額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、表1または表2の自己負担限度額(月の1日〜末日)の計算(表2)までの支払いとなります。

国保年金課へ申請して、2年を経過する場合は、限度額認定証は発行できません。

医療費を全額自己負担したとき

国民健康保険療養費支給申請書を出し、審査・決定したのち、自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から起算し、2年を過ぎると支給できません。また、必要書類などは、表3のとおりです。

介護保険の受給者がいるとき

同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方が高額になった場合は、申請により医療と介護を合算した自己負担限度額(表4)を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者(加害者)の行為だけが原因の場合でも、「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます(給付制限に該当しない方のみ)。

健康診査等補助金

40歳以上70歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助

脳ドック補助金

八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上で、国民健康保険・市税を滞納していない方は、医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、検診結果がある場合は提出

健康診査等補助金

40歳以上70歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者(加害者)の行為だけが原因の場合でも、「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます(給付制限に該当しない方のみ)。

亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費5万円を支給します(葬儀日の翌日から起算し、2年を過ぎると支給不可)。

保健事業

脳ドック補助金

八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上で、国民健康保険・市税を滞納していない方は、医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、検診結果がある場合は提出

健康診査等補助金

40歳以上70歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助

脳ドック補助金

八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上で、国民健康保険・市税を滞納していない方は、医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、検診結果がある場合は提出

健康診査等補助金

40歳以上70歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助

脳ドック補助金

八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上で、国民健康保険・市税を滞納していない方は、医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、検診結果がある場合は提出

健康診査等補助金

40歳以上70歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助

脳ドック補助金

八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上で、国民健康保険・市税を滞納していない方は、医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、検診結果がある場合は提出

健康診査等補助金

40歳以上70歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助

表2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得※1	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※3	8,000円	15,000円

表1 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000)×1% <多数回該当 140,100円>
イ	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000)×1% <多数回該当 93,000円>
ウ	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000)×1% <多数回該当 44,400円>
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円 <多数回該当 44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数回該当 24,600円>

注1:住民税の申告のない方がいる場合、アの区分とみなされます。
注2:旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除[33万円]を除いた額です。
注3:多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。

表4 医療と介護の自己負担合算後の限度額(平成27年8月~平成28年7月)

区分	所得要件	70歳未満	
		区分	限度額
70歳未満	旧ただし書き所得 901万円超	現役並み所得※1	2,120,000円
		一般	1,410,000円
		低所得Ⅱ※2	670,000円
		低所得Ⅰ※3	340,000円

表3 医療費を全額自己負担したときの必要書類など

申請に必要なもの	申請に必要なもの				
	保険証	診療内容の明細書	医師の診断書(同意書)	領収書	世帯主の印鑑
急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	○	○	-	○	○
医師が治療上必要と認めた補装具を購入したとき	○	-	○	○	○
保険治療の対象となる柔道整復、医師の同意により、はりきゅう・マッサージにかかったとき	○	○	○	○	○
国外で治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く) 外国語の書類は日本語訳文を添付※事前に申請書類を渡しますので、申し出てください。	○	○	-	○	○

※1 同一世帯に、住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者が、1人の場合収入合計383万円未満、2人以上の場合収入合計520万円未満、1人で収入383万円以上ある方がいるが、同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行する方(旧国保被保険者)を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様になります。
※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ以外の方)
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税でその世帯の各所得から必要経費・控除(年金の所得の控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方